

太田市告示第63号

太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）第44条第1項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの、太田市駅なか文化館使用料の収納の事務を次のように委託したので、同規則第45条第2項の規定により告示する。

令和4年4月27日

太田市長 清水 聖義

- 1 収入の種類 太田市駅なか文化館使用料
- 2 委託先 一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団
副理事長 木村 正一
- 3 委託の理由 収納事務を適切かつ効率的に遂行するため。
- 4 委託の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで